



第19号

山鹿市民医療センター広報紙

ひびき

患者様の権利と責務

- ① すべての人は平等に必要な最善の医療を受ける権利があります。
- ② 病気についてわかりやすく説明を受ける権利と、それらを受けるかどうかを選択する権利があります。
- ③ 検査や治療に関する説明を受ける権利と、それらを受けるかどうかを選択する権利があります。
- ④ カルテの内容を知る権利があります。
- ⑤ プライバシーを尊重される権利があります。
- ⑥ 患者様は病院の規則を守る責務があります。

2012.4.1

発行所 山鹿市民医療センター 〒861-0593 熊本県山鹿市山鹿 511 番地 TEL 0968-44-2185 (代) FAX 0968-44-2420

緩和ケア病棟オープン

「桜」



ナースステーション前



山鹿市民医療センター
医療管理部長

坂田 典史

当センターでは、4月1日に緩和ケア病棟（14床）を開棟いたしました。

この病棟は、山鹿鹿本地域では勿論のこと、熊本県北地域では初めての緩和ケア病棟です。このため開棟前から多くの患者様やご家族、医療施設からの問い合わせも多くいただいております。皆様方の期待の大きさを感じております。またその期待に応えなければいけない責任を強く感じているところです。

この病棟に入院の対象となるのは、悪性腫瘍の積極的加療（抗癌剤や放射線治療など）が終了し、症状緩和が目的の方です。基本的には、病気について本人が理解していることが原則です。認知症症状や、不穏等の精神症状が強い方は入院をお引き受けできないこと

もあります。症状を和らげることに重点を置き、意図的に生命を引き延ばしたり、縮めたりすることはありません。急変時の延命処置も原則として行いません。入院後、症状が和らいで体調が改善すれば、自宅退院も勧めていきます。症状が落ち着いている方は地域の診療所や施設などで通院治療をしていただき、症状が悪化すれば当センターで対応することもあると思います。

緩和ケア病棟は旧一般病棟を改装したものですので、やや手狭ではありますが、談話室や家族控え室、またご家族が患者さまのお好きな物を自由に作っていただけるファミリーキッチンなどをご用意いたしました。患者様が身体的にも精神的にも穏やかに過ごせる空間、家庭的な雰囲気を提供できるように努力していきたいと考えております。



談話室

基本理念

いのち

地域住民の命と健康への貢献

基本方針 山鹿市民医療センターは

- ① 患者さま中心の信頼される医療を行います
- ② 診療機能の充実に努め、質の高い医療を提供します
- ③ 地域の保健、医療、福祉の連携を推進します
- ④ 研修、研鑽に務め医療レベルの向上を図ります
- ⑤ 健全経営に務めます

CONTENTS

緩和ケア病棟オープン	P1
紹介型外来診療の段階的な導入について	P2
持っていますか？おくすり手帳	P2
病気についてのミニ講座	P3
私たちは院内保育所「な＆な」を利用しています	P3
外来担当医表(4月)	P4
特殊・専門外来(4月)	P4
各専門職の立場から	P4